



圏友協同組合 (会報)

2015年 7月13日発行

〒359-0053 埼玉県所沢市東所沢和田 3-22-11 1F

TEL : 04-2968-3198 FAX : 04-2968-3248

自転車運転者講習が義務化

自転車の法律が平成27年6月に改正されました。

3年以内に2回以上危険行為によつて摘発された場合は運転者に講習の受講が命じられます。もし、受講に従わなかった場合は5万円以下の罰金となります。

当然ながら講習を受けるにもお金がかかりますし、時間も長く一日の仕事をお休みすることになります。

自転車運転者講習の対象となる危険行為は14項目あります。

- ① 信号無視
- ② 通行禁止区間での運転
- ③ 歩行者専用道路における運転
- ④ 交差点右折時の優先通行車の進路妨害
- ⑤ 環状交差点の進路妨害や必要以上の速度による進入
- ⑥ 一時停止無視
- ⑦ 反対車線の運転
- ⑧ 歩行者を妨害する運転
- ⑨ 自転車が行き止まりの区間内において歩行者を妨げるような速度での運転
- ⑩ ブレーキ不良による自転車運転
- ⑪ 踏切遮断時の進入

⑫ 泥酔運転

⑬ 優先道路通行者の妨害

⑭ 安全運転義務違反(傘さし運転、携帯電話の操作をしながらの運転、自転車運転中のイヤホン使用)

※今回の道路法改正によつて自転車傘さし運転も対象になりました。傘さし運転やスマホを触つて運転している行為を続けていけば、間違いなく取り締まりの対象になります。しっかりと覚えて警察の方に取締を受ける事のないように注意しましょう。

ネットでの人間関係トラブル

実習生が傷害事件に巻き込まれてしまい、約3週間の留置場生活を送ることになりました。発端は、インターネットで知り合った同郷の集まりに参加した時のことです。同郷の仲間同士での小競り合いの喧嘩がおき、その場にいただけの実習生も傷害容疑で逮捕されてしまいました。

実習生の皆さん、トラブルに

遭わない為にも見ず知らずの人とは関わり合わないようにしてください。またインターネットでは相手の顔が見えないため、見知らぬ人と不用意に会う事は危険性が高いということを認識しておいてください。

技能検定試験について

実習生の皆さん、日本語を勉強していますか

技能実習1号から技能実習2号に在留資格変更(入国から1年後をしようとする実習生は、移行対象、職種・作業等に係る技能検定試験基礎2級の試験に必ず合格しなくてはなりません)。学科試験では全文、日本語での出題となるため、日本語の勉強を疎かにしてしまうと途中帰国することとなります。しかし組合としては、技能検定試験に合格することを前提に受け入れてるので1〜2ヶ月間、送出し機関に戻つて技能検定試験に受かるための勉強をしてもらうよう企業様と相談することもあります。

実習生の皆さん、折角、日本にいるのですからチャンスを活かして頑張りましょう。

万引きして途中帰国

実習生が万引きをして捕まりました。警察署にて取り調べを受け、20日間の留置場生活を送ることになりました。釈放後、すぐに帰国となりました。

実習生の皆さん、万引き及び万引き犯に間違われるような行為は、絶対にしないでください。

捕獲禁止

川魚や野鳥などを捕獲して食べていた実習生がいます。捕獲したものを食べていた実習生は、体内に寄生虫が湧き下痢・激しい腹痛を起こし、仕事が出来なくなりました。実習生の皆さん、捕獲行為は犯罪です。自分の口に入れるものは買ってください。

組合の新しい事業

日新石油様との協定のもと、車のリースが組合価格で契約できるようになりました。レクサス以外のトラックを含め、ほとんどの車種がリース可能です。ご興味のある方は組合までご連絡ください。※別紙参照